

○津山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

平成22年7月1日

津山市告示第59号

改正 平成26年7月1日告示第65号

平成28年3月31日告示第225号

平成29年6月1日告示第77号

令和元年10月1日告示第144号

(趣旨)

第1条 市長は、大地震発生時の住宅の倒壊を防止するため、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則(昭和42年津山市規則第13号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの)を含む。)をいう。

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

ア 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づき行われるものであって、岡山県知事の指定する評価機関による耐震診断結果の評価を受けたもの

ウ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の住宅性能評価(既存住宅に関するものであって、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の1-1の規定による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価のあるもの)に限る。以下「既存住宅性能評価」という。)

(3) 全部耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事(別表第1に定める耐震基準を確保するために行うものであって木造住宅耐震診断員(岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条第1項の規定により岡山県木造住宅耐震診断員名簿に登録された者をいう。)によ

り工事監理がされるものに限る。以下同じ。)

(4) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事(別表第2に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。)をいう。

(5) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、別表第3に定めるもの又はその他市長が認めるものをいう。

(6) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事(別表第4に定める耐震基準を確保するために行うもの)をいう。

(7) 低所得者等 収入分位25%以下の世帯として市長が認める世帯、65歳以上の者が居住している世帯又は障害者が居住している世帯をいう。

(補助対象住宅)

第3条 この告示の規定による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる既存木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する木造住宅とする。ただし、部分耐震改修工事及び耐震シェルター等設置工事については、補助対象住宅の所有者の世帯が低所得者等に該当する場合に限る。

(1) 市内に存する民間のものであること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認をいう。)を受け、又は工事着手されたものであること。

(3) 地上階数が2以下のものであること。

(4) 耐震診断の結果により、別表第1、別表第2及び別表第4に定める既存木造住宅の性能基準を満たすものであること。

(5) 全部耐震改修工事については、その計画が、別表第1に定める耐震基準を満たすものとして、岡山県建築物耐震診断等評価委員会の評価を受けたものであること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は、別表第2に定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入に係る消費税額として控除することができる額及び当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額の合計額

をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、補助対象経費から控除するものとする。

- 2 前項ただし書の規定による消費税仕入控除税額の控除を行わなかった補助事業者(第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。)において、補助金の交付を受けた後に消費税仕入控除税額が確定した場合にあつては、当該補助事業者は、別に定めるところにより速やかに市長にその報告を行い、当該交付を受けた補助金の額と当該確定後の消費税仕入控除税額を補助対象経費から控除した場合の補助金の額との差額を返還しなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、全部耐震改修工事、部分耐震改修工事又は耐震シェルター等設置工事(以下「補助対象工事」という。)に着手する前に、津山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の申請者は、前項の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)の通知(第8条において「交付決定通知」という。)を受けた後に、補助対象工事に着手するものとする。

(中間検査)

第7条 補助事業者は、交付決定の際に市長が指定した中間工事が完了したときは、津山市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書(様式第2号)を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、建替工事及び耐震シェルター等設置工事の場合は、この限りでない。

(事業内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業(補助金の交付決定を受けた補助対象工事をいう。以下同じ。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める書類を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じるとき 津山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付変更申請書(様式第3号)

(2) 補助金の額に変更が生じないとき 津山市木造住宅耐震改修事業変更承認申請書  
(様式第4号)

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 津山市木造住宅耐震改修事業中  
止(廃止)承認申請書(様式第5号)  
(完了検査)

第9条 補助事業者は、耐震改修工事を全て終了したときは、津山市木造住宅耐震改修工事  
完了届(様式第6号)を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

2 補助事業者は、耐震改修工事を全て終了したときは、市長の完了検査を受けなければな  
らない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して10日を  
経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日  
までに津山市木造住宅耐震改修事業実績報告書(様式第7号)に、必要書類を添えて市長  
に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、  
適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、  
速やかに補助金を交付するものとする。

(公表)

第12条 市長は、本事業による耐震改修工事の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、市長が別に定める。

(取引上の開示)

第13条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を  
第三者に譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲渡人又は賃借人に、耐震改修工事の結  
果を開示しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定  
める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

付 則(平成26年7月1日告示第65号)

この要綱は、公示の日から施行する。

付 則（平成28年3月31日告示第225号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年6月1日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の津山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受け、かつ、令和元年10月1日以後に完了する補助事業に係る補助金については、この告示による改正後の津山市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定を適用する。

別表第1（第2条・第3条・第4条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額
全部耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満のも の	上部構造評点 が1.0以上	耐震改修工事に要する 費用（ <u>34,100円</u> /m <sup>2</sup> を上限とする。）	補助対象経費以内。た だし、1棟につき80 万円を上限とする。
	既存住宅性能評価	耐震等級が1に 満たないもの	耐震等級が1以 上	に0.5を乗じて得た 額（1,000円未満 切捨て）	

別表第2（第2条・第3条・第4条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額
部分耐震改修工事	耐震診断	上部構造評点 が1.0未満のも の	岡山県が定める 技術基準におけ る「部分耐震性 能」を有するこ と。	部分耐震改修工事に要 する費用に0.5を乗 じて得た額（1,00 0円未満切捨て）	補助対象経費以内。た だし、1世帯かつ1箇 所につき40万円を限 度とする。

別表第3（第2条関係）

分類	補助対象設備
----	--------

耐震シェルター	東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で 選定されているもの。
防災ベッド	

別表第4（第2条・第3条・第4条関係）

既存木造住宅の性能			耐震基準	補助対象経費	補助額
耐震 シェルター 一等 設置	耐震 診断	上部構造評点が 1.0未満のも の	1階部分に耐震 シェルター等を 設置すること。	耐震シェルターの購 入、運搬及び設置に要 する費用に0.5を乗 じて得た額（1,00 0円未満切捨て）	補助対象経費以内。た だし、1世帯かつ1箇 所につき20万円を限 度とする。
工事	既存 住宅 性能 評価	耐震等級が1に 満たないもの		防災ベッドの購入、運 搬及び設置に要する費 用に0.5を乗じて得 た額（1,000円未 満切捨て）	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）